

## 高圧ガス保安経済産業大臣表彰選考基準

高圧ガス保安経済産業大臣表彰の選考に当たっては、高圧ガス保安経済産業大臣表彰実施要領（20220427保第12号。以下「大臣表彰実施要領」という。）に基づき、下記により審査し、推薦書等の内容を勘案の上、被表彰者を選考することとする。

### 記

#### 1. 基準の運用

- (1) 大臣表彰実施要領で規定する表彰の種類ごとに2. に定める被表彰者選考評価基準に基づき採点し、点数の高いものから推薦順位を付すこと。また、保安功労者のうち、大臣表彰実施要領5. (2) ロ又はハの候補者については、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）において審査し、大臣表彰実施要領5. (2) イの候補者と別に推薦順位を付すこと。
- (2) 同一の表彰の種類において同点がある場合は、個人にあつては高圧ガス保安に係る従事年数が長い者、事業所・事業者にあつては無事故・無違反の期間が長いものを表彰順位の高位とする。
- (3) 2. に定める被表彰者選考評価基準における各種年数は、当該年度の高圧ガス保安経済産業大臣表彰の開催日（以下「開催日」という。）を起点として計算し、記載すること。ただし、優良製造所における「高圧ガスの製造年数」及び優良販売業者等における「高圧ガスの取扱年数」については、過去に高圧ガス保安経済産業大臣表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞の日から開催日までの期間を記載すること。
- (4) 合格の最低点は、おおむね満点の60パーセントとする。

#### 2. 被表彰者選考評価基準

別紙のとおり定める。ただし、表彰の種類ごとの審査項目①～⑥について、配点基準の欄に基準A及び基準Bの評価基準が設定されている項目は基準A及び基準Bによって配点することができ、審査基準Aの審査項目①～⑥の合計点数又は基準Bの審査項目①～⑥の合計点数のいずれかにより採点を行う。

(1) 優良製造所(大臣表彰実施要領4.(1) ①及び5.(1))

審査項目	配点基準	配点(A, Bの高いもの) (105点満点) 合格基準: 61点	
		基準A	基準B
① 高圧ガスの製造年数 (過去に大臣表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞の表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40年以上 40年未満 満</li> <li>・ 35年以上 35年未満 満</li> <li>・ 30年以上 30年未満 満</li> <li>・ 25年以上 25年未満 満</li> <li>・ 20年以上 20年未満 満</li> <li>・ 15年以上 15年未満 満</li> <li>・ 10年以上 10年未満 満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20点</li> <li>18点</li> <li>16点</li> <li>14点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>0点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20点</li> <li>18点</li> <li>16点</li> <li>14点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>0点</li> </ul>
② 従業員の免状の所有状況 (高圧ガス製造に係る免状所有者数÷保安部門及び高圧ガス製造に係る部門に所属する従業員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70%以上 70%未満 満</li> <li>・ 60%以上 60%未満 満</li> <li>・ 50%以上 50%未満 満</li> <li>・ 40%以上 40%未満 満</li> <li>・ 30%以上 30%未満 満</li> <li>・ 20%以上 20%未満 満</li> <li>・ 10%以上 10%未満 満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15点</li> <li>13点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>6点</li> <li>4点</li> <li>0点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15点</li> <li>13点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>6点</li> <li>4点</li> <li>0点</li> </ul>
③ 保安に関する業績		50点 ～0点	50点 ～0点
i) 保安管理	別添1により、配点する。	(19点 ～0点)	(19点 ～0点)
ii) 保安技術	別添2により、配点する。	(18点 ～0点)	(18点 ～0点)
iii) 保安教育	別添3により、配点する。	(13点 ～0点)	(13点 ～0点)
④ 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に緊急出動等の実績がある。</li> <li>・ 直近3年間以上続けて災害協定や地域防災連携等を行っている。</li> <li>・ 直近数年間に顕著な協力を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1点</li> <li>1点</li> <li>3点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5点</li> <li>5点</li> <li>10点</li> </ul>
⑤ 保安団体に対する貢献 (両方の項目に該当する場合は5点とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、役員を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> <li>・ 現在、講師を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5点</li> <li>2点</li> </ul>	
⑥ 過去における表彰、感謝状等(以下「表彰等」という。)の受賞歴(「優良製造所」と同種類の表彰等に限る。) <small>(注1)高圧ガス保安に関する知事表彰制度が無い自治体からの推薦も同様、3点とする。 (注2)当該製造所が、右記の表彰等について、過去に複数受賞した場合は、最も点数が高いものについてのみ配点することとし、点数の重複計上は行わない。 (注3)当該製造所が、高圧ガス保安に関する大臣表彰を受けてから20年を経過していない場合は、対象外とする。 (注4)当該製造所が、右記の表彰等を本年度受賞した又は予定している場合は、対象外とする。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が5年以上10年未満</li> <li>・ 0部長表彰等の受賞後の経過期間が3年以上5年未満</li> <li>・ 年部長表彰等の受賞後の経過期間が3年未満</li> <li>・ 10年超</li> <li>・ 液安化審者消 (以う)を過去3回以上受賞又過去2回受賞又過去1回受賞、</li> <li>・ 液高全係 (以う)を過去1回受賞、</li> <li>・ 液高特</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10点</li> <li>9点</li> <li>7点</li> <li>5点</li> <li>3点</li> <li>1点</li> <li>0点</li> </ul>	
⑦ 耐震性向上への取組状況 <small>(注)塔類及び貯槽類に係る次の通達をいう。以下同じ。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(球形貯槽・横置円筒形貯槽)(57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(塔類)(58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽)(59立局第575号)</small>	<p>1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達(注)に不適合である場合(適合しているか未確認である場合も含む。)は、否とする(当該通達の対象設備を有する製造所に限る。)</p> <p>2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平成26年5月21日付け20140519商局第1号)」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする(当該通知の対象設備を有する製造所に限る。)</p>		
⑧ 高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) <small>(注1)高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)に係る事故については、高圧ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故(以下「高圧ガス事故」という。)を指す。以下同じ。 (注2)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領に規定した事故(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。</small>	<p>&lt;平成27年以前の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>1) 過去10年間にA級又はB級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。)を起こしている場合は、否とする。また、C級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限り。以下同じ。)を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。</p> <p>2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。</p> <p>○ 10年超～15年以内 A級: 20点、B級: 15点、C級: 5点</p> <p>○ 15年超～20年以内 A級: 15点、B級: 10点、C級: 2点</p>		
	<p>&lt;平成28年以降の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p>		
	<p>&lt;液化石油ガス事故について&gt;</p> <p>過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明を含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかでない場合は、除外する。</p>		
⑨ 高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)	<p>&lt;高圧法に係る法令違反について&gt;</p> <p>1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。</p> <p>2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。</p> <p>○ 5年超～10年以内 10点</p> <p>○ 10年超～15年以内 5点</p>		
	<p>&lt;液石法に係る法令違反について&gt;</p> <p>過去5年間に液石法の違反により処分又は指導(以下「処分等」という。)を受けた場合は、否とする。</p>		

<p>⑩ その他の法令違反等の有無及び内容</p>	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勸告、警告、注意若しくは告発（以下「勸告等」という。）を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。</p> <p><small>※独占禁止法違反で勸告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの（上記に掲げるものを除く。）は、1件につき5点を減じる。</small></p> <p>2) 過去3年以内に社会的問題（リコール等）を起こし、国民感情にすぐわない事実がある場合は、否とする。</p> <p>3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</p>
---------------------------	--

審査項目	配点基準	配点(A, Bの高いもの) (105点満点) 合格基準: 61点	
		基準A	基準B
① 高圧ガスの取扱年数 (過去に大臣表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞の表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 40年以上 40年未満 満</li><li>・ 35年以上 35年未満 満</li><li>・ 30年以上 30年未満 満</li><li>・ 25年以上 25年未満 満</li><li>・ 20年以上 20年未満 満</li><li>・ 15年以上 15年未満 満</li><li>・ 10年以上 10年未満 満</li></ul>	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点
② 従業員の免状の有状況 (当該業務に必要な免状所有者数÷保安部門及び高圧ガスの業務に係る部門に所属する従業員数)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 90%以上 90%未満 満</li><li>・ 75%以上 75%未満 満</li><li>・ 60%以上 60%未満 満</li><li>・ 45%以上 45%未満 満</li><li>・ 30%以上 30%未満 満</li><li>・ 15%以上 15%未満 満</li><li>・ 5%以上 5%未満 満</li></ul>	15点 13点 12点 10点 8点 6点 4点 0点	15点 13点 12点 10点 8点 6点 4点 0点
③ 保安に関する業績		50点 ～0点	50点 ～0点
i) 保安管理	別添1により、配点する。	(19点 ～0点)	(19点 ～0点)
ii) 保安技術	別添2により、配点する。	(18点 ～0点)	(18点 ～0点)
iii) 保安教育	別添3により、配点する。	(13点 ～0点)	(13点 ～0点)
④ 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 過去に緊急出動等の実績がある。</li><li>・ 直近3年間以上続けて災害協定や地域防災連携等を行っている。</li><li>・ 直近数年間に顕著な協力を行っている。</li></ul>	1点  1点  3点	5点  5点  10点
⑤ 保安団体に対する貢献 (両方の項目に該当する場合は5点とする。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現在、役員を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li><li>・ 現在、講師を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li></ul>	5点  2点	
⑥ 過去における表彰等の受賞歴(「優良販売業者等」と同種類の表彰等に限る。) (注1)高圧ガス保安に関する知事表彰制度が無い自治体からの推薦も同様に、3点とする。 (注2)当該販売業者等が、右記の表彰等について、過去に複数受賞した場合は、最も点数が高いものについてのみ配点することとし、点数の重複計上は行わない。 (注3)当該販売業者等が、高圧ガス保安に関する大臣表彰を受けてから20年を経過していない場合は、対象外とする。 (注4)当該販売業者等が、右記の表彰等を本年度受賞した又は予定している場合は、対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が5年以上10年以内</li><li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が3年以上5年未満</li><li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が3年未満又は10年超</li><li>・ 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括保安功労者、保安功績者技術総括保安功労者表彰、液化石油ガス消費者保安功績者技術総括保安功労者表彰、保安功績者技術総括保安功労者表彰、保安功績者技術総括保安功労者表彰、保安功績者技術総括保安功労者表彰</li><li>・ 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括保安功労者表彰(以下)を過去3回以上受賞を過去2回受賞又は過去1回受賞(注1)、高圧ガス保安功績者技術総括保安功労者表彰等の受賞を過去1回受賞、特になし</li></ul>	10点  9点  7点  5点  3点  1点  0点	
⑦ 耐震性向上への取組状況	<ol style="list-style-type: none"><li>1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達に不適合である場合(適合しているか未確認である場合も含む)は、否とする(当該通達の対象設備を有する事業所等に限る。)</li><li>2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする(当該通達の対象設備を有する事業所等に限る。)</li></ol>		
⑧ 高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間)	<p>&lt;平成27年以前の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>1) 過去10年間にA級又はB級事故を起こしている場合は、否とする。また、C級事故を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。</p> <p>2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 10年超～15年以内 A級: 20点、B級: 15点、C級: 5点</li><li>○ 15年超～20年以内 A級: 15点、B級: 10点、C級: 2点</li></ul> <p>&lt;平成28年以降の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p> <p>&lt;液化石油ガス事故について&gt;</p> <p>過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかの場合を除く。</p>		
⑨ 高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)	<p>&lt;高圧法に係る法令違反について&gt;</p> <p>1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。</p> <p>2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 5年超～10年以内 10点</li><li>○ 10年超～15年以内 5点</li></ul> <p>&lt;液石法に係る法令違反について&gt;</p> <p>過去5年間に液石法の違反により処分等を受けた場合は、否とする。</p>		
⑩ その他の法令違反等の有無及び内容	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告等を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。</p> <p>※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの(上記に掲げるものを除く)は、1件につき5点を減じる。</p>		

- 2) 過去3年以内に社会的問題（リコール等）を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。
- 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。

審査項目	配点基準	配点(A, Bの高いもの) (100点満点) 合格基準: 58点	
		基準A	基準B
① 高圧ガスの製造所等従事年数 (過去に高圧ガス保安関係の職務に従事した年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45年以上 45年未満</li> <li>・ 40年以上 40年未満</li> <li>・ 35年以上 35年未満</li> <li>・ 30年以上 30年未満</li> <li>・ 25年以上 25年未満</li> <li>・ 20年以上 20年未満</li> <li>・ 15年以上 15年未満</li> </ul>	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点
② 保安団体従事年数 (他の保安団体と重複する場合は、重複して計算しないこと。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50年以上 50年未満</li> <li>・ 45年以上 45年未満</li> <li>・ 40年以上 40年未満</li> <li>・ 35年以上 35年未満</li> <li>・ 30年以上 30年未満</li> <li>・ 25年以上 25年未満</li> <li>・ 20年以上 20年未満</li> </ul>	15点 13点 11点 9点 7点 5点 3点 0点	15点 13点 11点 9点 7点 5点 3点 0点
③ 保安団体への主要な関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長、副会長年数(同一及び他の団体との重複期間は除く。)(※1年あたり1点とする。)</li> <li>・ 役員(理事、常任理事)年数(同一及び他の団体との重複期間は除く。)(※2年あたり1点とし、端数は切り捨てること。)</li> </ul>	上限 10点 上限 10点	上限 7点 上限 8点
④ 保安に関する功績	別添4により、配点する。	30点 ~0点	30点 ~0点
⑤ 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に緊急出動等の実績がある。</li> <li>・ 直近3年間以上続けて災害協定や地域防災連携等を行っている。</li> <li>・ 直近数年間に顕著な協力を行っている。</li> </ul>	1点 1点 3点	5点 5点 10点
⑥ 過去における表彰等の受賞歴 (「保安功労者」「優良製造保安責任者等」と同種類の表彰等に限り。) <small>(注1)高圧ガス保安に関する知事表彰制度が無い自治体からの推薦も同様に、4点とする。 (注2)対象者が、右記の表彰等について、過去に複数受賞した場合は、最も点数が高いものについてのみ配点することとし、点数の重複計上は行わない。 (注3)対象者が、過去に高圧ガス保安に関する大臣表彰を受けている場合は対象外とする。また、右記の表彰等を本年度受賞した又は予定している場合も、対象外とする。 (注4)勲章を受けた者、高圧ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者は、対象外とする。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が5年以上10年以内</li> <li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が3年以上5年未満</li> <li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が3年未満又は10年超</li> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰(注1)、高圧ガス関係全国団体会長表彰等の受賞</li> <li>・ 高圧ガス関係団体会長表彰等の受賞等</li> <li>・ 特になし</li> </ul>	10点 8点 6点 4点 2点 0点	
⑦ 耐震性向上への取組状況 (本人が管理職等以上の責任的立場で耐震性向上に係る業務に従事していた場合に限り対象とする。)	1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達に不適合である場合(適合しているか未確認である場合も含む。)は、否とする(当該通達の対象設備を有する事業所等に限り。) 2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする(当該通知の対象設備を有する事業所等に限り。)。		
⑧ 高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	<平成27年以前の高圧ガス事故について> 1) 過去10年間にA級又はB級事故を起こしている場合は、否とする。また、C級事故を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。 2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。 ○ 10年超~15年以内 A級: 20点、B級: 15点、C級: 5点 ○ 15年超~20年以内 A級: 15点、B級: 10点、C級: 2点		
	<平成28年以降の高圧ガス事故について> A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。		
	<液化石油ガス事故について> 過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかなる場合を除く。		
⑨ 高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	<高圧法に係る法令違反について> 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。 ○ 5年超~10年以内 10点 ○ 10年超~15年以内 5点		
	<液石法に係る法令違反について> 過去5年間に液石法の違反により処分等を受けた場合は、否とする。		
⑩ その他の法令違反等の有無及び内容 (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告等を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。 <small>※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの(上記に掲げるものを除く。)</small> は、1件につき5点を減じる。 2) 過去3年以内に社会的問題(リコール等)を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。		

(3) - 2 保安功労者(大臣表彰実施要領4.(1)③及び5.(2)ロ又はハ)  
 (イ)大臣表彰実施要領の5.(2)ロに該当する者については、大災害を未然に防止した等の功績に係る判定となるため、高圧ガス保安経済産業大臣表彰審査会の審議・議決により順位を決定するものとする。  
 (ロ)大臣表彰実施要領の5.(2)ハに該当する者については、研究開発等の顕著な功績に係る判定となるため、高圧ガス保安経済産業大臣表彰審査会の審議・議決により以下を考慮して、順位を決定するものとする。

- ① 国の審議会委員等として長年経済産業行政に貢献した者を優先する。
- ② 現役を優先する。
- ③ 現に自治体職員として高圧法に係る業務に従事している場合や、過去に自治体職員として高圧法に係る業務に従事した場合などは、当該業務に係る経歴については審査の対象外とする。

審査項目	配点基準	配点 ( A , B の高いもの ) ( 1 0 5 点満点 ) 合格基準 : 6 1 点	
		基準 A	基準 B
① 高圧ガスに係る従事年数 ( 過去に高圧ガス保安関係の職務に従事した年数とする。 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 5 年以上</li> <li>・ 4 0 年以上 4 5 年未満</li> <li>・ 3 5 年以上 4 0 年未満</li> <li>・ 3 0 年以上 3 5 年未満</li> <li>・ 2 5 年以上 3 0 年未満</li> <li>・ 2 0 年以上 2 5 年未満</li> <li>・ 1 5 年以上 2 0 年未満</li> <li>・ 1 0 年以上 1 5 年未満</li> </ul>	2 0 点 1 8 点 1 6 点 1 4 点 1 2 点 1 0 点 8 点 0 点	2 0 点 1 8 点 1 6 点 1 4 点 1 2 点 1 0 点 8 点 0 点
② 製造保安責任者等経験年数 ( 注 ) 製造保安責任者等の経験年数が 1 0 年未満の場合は否とする。 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 0 年以上</li> <li>・ 2 5 年以上 3 0 年未満</li> <li>・ 2 0 年以上 2 5 年未満</li> <li>・ 1 5 年以上 2 0 年未満</li> <li>・ 1 0 年以上 1 5 年未満</li> </ul>	3 0 点 2 5 点 2 0 点 1 5 点 1 0 点	3 0 点 2 5 点 2 0 点 1 5 点 1 0 点
③ 保安団体従事年数 ( 他の保安団体と重複する場合は、重複して計算しないこと。 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 5 年以上</li> <li>・ 1 0 年以上 1 5 年未満</li> <li>・ 1 0 年以上 1 5 年未満</li> </ul>	1 0 点 5 点	5 点 3 点 0 点
④ 保安に関する功績	別添 5 により、配点する。	3 0 点 ~ 0 点	3 0 点 ~ 0 点
⑤ 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に緊急出動等の実績がある。</li> <li>・ 直近 3 年間以上続けて災害協定や地域防災連携等を行っている。</li> <li>・ 直近数年間に顕著な協力を行っている。</li> </ul>	1 点 1 点 3 点	5 点 5 点 1 0 点
⑥ 過去における表彰等の受賞歴 ( 「保安功労者」・「優良製造保安責任者等」と同種類の表彰等に限る。 ) <small>( 注 1 ) 高圧ガス保安に関する知事表彰制度が無い自治体からの推薦も同様に、4 点とする。 ( 注 2 ) 対象者が、右記の表彰等について、過去に複数受賞した場合は、最も点数が高いものについてのみ配点することとし、点数の重複計上は行わない。 ( 注 3 ) 対象者が、過去に高圧ガス保安に関する大臣表彰を受けている場合は対象外とする。また、右記の表彰等を本年度受賞した又は予定している場合も、対象外とする。 ( 注 4 ) 勲章を受けた者、高圧ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者は、対象外とする。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が 5 年以上 1 0 年以内</li> <li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が 3 年以上 5 年未満</li> <li>・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が 3 年未満又は 1 0 年超</li> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰 ( 注 1 ) 、高圧ガス関係全国団体会長表彰等の受賞</li> <li>・ 高圧ガス関係団体会長表彰等の受賞等</li> <li>・ 特になし</li> </ul>	1 0 点 8 点 6 点 4 点 2 点 0 点	/
⑦ 耐震性向上への取組状況 ( 本人が管理職等以上の責任的立場で耐震性向上に係る業務に従事していた場合に限り対象とする。 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達に不適合である場合 ( 適合しているか未確認である場合も含む。 ) は、否とする ( 当該通達の対象設備を有する事業所等に限る。 ) 。</li> <li>2 ) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする ( 当該通知の対象設備を有する事業所等に限る。 ) 。</li> </ol>		
⑧ 高圧法及び液石法に係る事故歴 ( 2 0 年間 ) ( 本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。 )	< 平成 2 7 年以前の高圧ガス事故について > <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) 過去 1 0 年間に A 級又は B 級事故を起こしている場合は、否とする。また、C 級事故を起こしている場合は、1 件につき 1 0 点を減じる。</li> <li>2 ) 過去 1 0 年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1 件の事故につき、次の点数を減じる。  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 0 年超 ~ 1 5 年以内 A 級 : 2 0 点、B 級 : 1 5 点、C 級 : 5 点</li> <li>○ 1 5 年超 ~ 2 0 年以内 A 級 : 1 5 点、B 級 : 1 0 点、C 級 : 2 点</li> </ul> </li> </ol>		
	< 平成 2 8 年以降の高圧ガス事故について > A 級又は B 1 級事故を起こしている場合は、否とする。また、B 2 級事故については 1 件につき 1 0 点を、C 1 級事故については 1 件につき 5 点を減じる。		
	< 液化石油ガス事故について > 過去 5 年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去 3 年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合 ( 事故に係る責任の所在が不明も含む。 ) は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかである場合を除く。		
⑨ 高圧法及び液石法の法令違反等の有無及び内容 ( 本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。 )	< 高圧法に係る法令違反について > <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去 5 年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。</li> <li>2 ) 過去 5 年を超えて法令違反があるものは、1 件の違反につき次の点数を減じる。  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5 年超 ~ 1 0 年以内 1 0 点</li> <li>○ 1 0 年超 ~ 1 5 年以内 5 点</li> </ul> </li> </ol>		
	< 液石法に係る法令違反について > 過去 5 年間に液石法の違反により処分等を受けた場合は、否とする。		
⑩ その他の法令違反等の有無及び内容 ( 本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告等を受けてから 3 年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後 3 年を経過していないものは、否とする。  <small>* 独占禁止法違反で勧告等を受けてから 1 0 年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後 1 0 年を経過していないもの ( 上記に掲げるものを除く。 ) は、1 件につき 5 点を減じる。</small> </li> <li>2 ) 過去 3 年以内に社会的問題 ( リコール等 ) を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。</li> <li>3 ) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</li> </ol>		

備考 . 現役を優先すること。



i) 保安管理

評価点	A 評価 5 点	B 評価 3 点	C 評価 2 点	D 評価 0 点
<p>① 設備構造及び保安上の措置 (5 点～0 点)</p>	<p>設備、運転方法等に対する保安上の措置が※特に優れている。</p> <p>※以下の①～③の全てに該当することをいう。</p> <p>① 保安面に於けるドア等への積極的な対策の導入等による保安上の向上を図っている。</p> <p>② 保安面に於ける保安上の措置の向上を図っている。</p> <p>③ 保安面に於ける保安上の措置の向上を図っている。</p>	<p>設備、運転方法等に対する保安上の措置が※優れている。</p> <p>※左記の①～③のうち2項目に該当することをいう。</p>	<p>設備、運転方法等に対する保安上の措置が※良好である。</p> <p>※左記の①～③のうち1項目に該当することをいう。</p>	<p>設備、運転方法等に対する保安上の措置が※最低限である。</p> <p>※左記の①～③のいずれにも該当しないことをいう。</p>
<p>② 規程類の整備・活用、保安管理の整備状況及び員の配置状況 (9 点～0 点)</p>	<p>保安管理の規程、基準等を明確に定め、細則が効率的に活用されている。また、責任が明確に定められ、関係者の役割が明確に定められている。</p>	<p>保安管理の規程、基準等が充実している。また、各部門の業務、責任が明確に定められ、関係者の役割が明確に定められている。</p>	<p>保安管理の規程、基準等が整備されている。また、指揮命令系統が明確に定められ、関係者の役割が明確に定められている。</p>	<p>法令関係の規程類が整備され、保安要員の数も満たしている。</p>
<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「4 点」を加える。</p> <p>○リスクアセスメント（コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）の適用を受ける特定製造事業者以外の事業所等において、危険予知訓練、ヒヤリハット等を実施するための組織・人員の配置等がなされており、その成果を上げている。</p>				
<p>③ 施設等についての保安上の改善状況 (5 点～0 点)</p>	<p>・施設等に対する保安上の※顕著な改善実績がある。</p> <p>※自社において実用化又は他に先駆けて採用された改善等が、広く普及している。</p>	<p>・施設等に対する保安上の※改善実績がある。</p> <p>※自社において実用化又は他に先駆けて採用された改善等が、広く普及している。</p>	<p>・施設等に対する保安上の※改善の努力が認められる。</p> <p>※他社等で新たに実用化された改善等を積極的に採用している。</p>	<p>・施設等に対する保安上の※最低限の改善等を行っている。</p> <p>※広く普及されている改善等を自社に取り入れ使用している。</p>
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。（19 点満点）</p>				

ii) 保安技術

評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
評価点	5 点	3 点	2 点	0 点
<p>① 社内(所)に技術整備状況 おけるの活用研究 情報、及び実績 (5 点 ~ 0 点)</p>	<p>集優極 委員等 も積。の、イ開催又 収容を係やテに実 く内れい関等一的究 広内れい関等一的究 が、こて安会ミ極研 報れ、し保究の積な 情さり用、研者※著 術備お活た、当を顕 整備にま会担等、成 ・ 的員安グしは</p> <p>※ 委員、研究会等を 4 回/年以上及び担 当者ミーティング等 を 1 2 回/年以上開 催しとする。</p>	<p>れ用 委員、研究会等 ※ 委員、研究会等 を 2 回/年以上及 び担当者を 6 回以 上開催し、その目 的を達成している。</p>	<p>技のや一期る。 術お員保イに 情り会安ン開 報、担グ催 が保研当等し 整備関会※の さ係等ミ定</p> <p>※ 委員、研究会等 を 1 回/年以上及 び担当者を 4 回以 上開催し、その目 的を達成している。</p>	<p>整備、安イに。 はが員、一期な 報る委やミ定 情のの等のを 術て係会者等 技れ関究当グ行 さ安研担ンは</p>
<p>② 公的機関、お 団体の等保安 け保の保委研 係のの究会 会、等への参 況 (5 点 ~ 0 点)</p>	<p>委員、研究会等に ※ 積極的、業務に の成果を業務に反 せ。映 ※ 4 件/年以上参 加していることを 目安とする。</p>	<p>委員、研究会等に ※ 積極的に業務に の成果を業務に反 映していることを 目安とする。</p>	<p>委員、研究会等に ※ 積極的に業務に の成果を業務に反 映していることを 目安とする。</p>	<p>委員、研究会等に ※ 積極的に業務に の成果を業務に反 映していることを 目安とする。</p>
<p>③ I o T、デ一 ビット等の新技 術等術の導入 状況 (8 点 ~ 0 点)</p>	<p>設備・運用に係る I o T の新技術の積 行、取り組む。積 積極的に設備の ※ 「積極的に行っ る」とい、複数回 にかつ、をい 提を 新技術等構 は、分科会 安ガ5」と こ。</p>	<p>設備・運用に係る I o T の新技術の積 行、取り組む。積 積極的に設備の ※ 「積極的に行っ る」とい、複数回 にかつ、をい 提を 同左</p>	<p>設備・運用に係る I o T の新技術の積 行、取り組む。積 積極的に設備の ※ 「積極的に行っ る」とい、複数回 にかつ、をい 提を 同左</p>	<p>設備・運用に係る I o T の新技術の積 行、取り組む。積 積極的に設備の ※ 「積極的に行っ る」とい、複数回 にかつ、をい 提を</p>
<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「3 点」を加える。 ○導入した技術に関して、その効果を適切に検証し、改善の取組を行っ ている。</p>				
<p>※ 審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(18 点満点)</p>				

iii) 保安教育

評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
評価点	5 点	3 点	2 点	0 点
<p>① 社（所）内に安業実 おける保従の 関係の従業実 員教育の施 状況</p> <p>（8 点～0 点）</p>	<p>全従業員を対象に※ 積極的に保安教育を 実施し、内容も充実 している。</p> <p>※ 4 回 / 年以上実施し ていること。</p>	<p>保安要員を対象に ※ 十分に保安教育 を実施し、内容を充 実にしている。</p> <p>※ 2 回 / 年以上実 施していること。</p>	<p>保安要員を対象に ※ 定期的に保安教育 を実施している。</p> <p>※ 1 回 / 年以上実施し ていることをいう。</p>	<p>定期的な保安教育 は実施していない。</p>
<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「3 点」を加える。</p> <p>○現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている。</p>				
<p>② 保安関係の講 研修会、防炎の派 習訓練等への参加 講師等状況</p> <p>（5 点～0 点）</p>	<p>講師等の派遣回数も ※ 積極的に参加を している。</p> <p>※ 4 回 / 年以上参加し ていること。</p>	<p>社（所）外の研修 ※ 十分に教育反 映している。</p> <p>※ 2 回 / 年以上参 加していること。</p>	<p>社（所）外の研修 ※ 1 定 会的に参加している 。また、社（所）内 での実施するほかに ※ 2 基礎的な訓練 地域でも行われ、防 災訓練がある。</p> <p>※ 1. 1 回 / 年以上参 加していること。 ※ 2. 消火訓練、通 報訓練等の基礎的 な内容を指す。</p>	<p>社（所）外の研修会、 定期的に参加してい ない。また、社（所） 内の基礎的な訓練は ※ 1 定期的に行われ ない。</p>
<p>※ 審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。（13 点満点）</p>				

保安に関する功績

評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
評価点	5 点	3 点	2 点	0 点
<p>① 所属する事業所における保安関係業務の推進に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>(12点～0点)</p>	<p>保安関係業務の推進に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※4回/年以上実施</p>	<p>保安関係業務の推進に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※2回/年以上実施</p>	<p>保安関係業務の推進に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※1回/年以上実施</p>	<p>連絡が安定している。</p>
<p>・次に該当する場合は、上記の配点について以下の加点を行う。</p> <p>(7点～0点)</p>				
<p>○ リスクアセスメント(コンピナート等)の適用を受け、特定製造等(4点)</p>				
<p>○ 現場における保安技術伝承に着目し、従業員等のレベルを上げて教育計画(3点)</p>				
<p>② 公団関係の保安業務の推進に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>(5点～0点)</p>	<p>委員会の委員等として、講習会等の開催に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※1. 在任中に特段の貢献がある。</p> <p>※2. 4回/年以上又は通算で20回以上を目安とする。</p>	<p>委員会の委員等として、講習会等の開催に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※1. 在任中に特段の貢献がある。</p> <p>※2. 2回/年以上又は通算で10回以上を目安とする。</p>	<p>委員会の委員等として、講習会等の開催に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※1. 1回/年又は通算で5回以上を目安とする。</p> <p>※2. 消火訓練、通報訓練等の基礎的な内容を指す。</p>	<p>おこなわれる。関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p>
<p>③ 保安に関する改善案の実績</p> <p>(5点～0点)</p>	<p>改善案の検討に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※複数回実施</p>	<p>改善案の検討に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※複数回実施</p>	<p>改善案の検討に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※複数回実施</p>	<p>改善案の検討に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※複数回実施</p>
<p>④ IoT、デジタル技術等の導入状況</p> <p>(8点～0点)</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※「積極的に行っている」等の表現がある。</p> <p>新技術等に関する調査を実施している。</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※「十分に活用している」等の表現がある。</p> <p>同左</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※「積極的に活用している」等の表現がある。</p> <p>同左</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入に努め、関係機関との連携を図り、保安体制の強化を図る。</p> <p>※複数回実施</p>
<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「3点」を加える。</p>				
<p>○ 導入した技術に関して、その効果を適切に検証し、改善の取組を行っている。</p>				
<p>※ 審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(30点満点)</p>				

別添5（優良製造保安責任者等）

保安に関する功績

評価		A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
評価点	5 点	3 点	2 点	0 点	
① 所属する事業所等における保安業務等に、関係者（当該事業所の関係者）が、保安関係の業務に、積極的に関与している。（12点～0点）	<p>整備の組織的に行われている。保安関係の業務に、関係者（当該事業所の関係者）が、積極的に関与している。</p> <p>※4回／年以上の開催、実施をいう。</p>	<p>整備の組織的に行われている。保安関係の業務に、関係者（当該事業所の関係者）が、積極的に関与している。</p> <p>※2回／年以上の開催、実施をいう。</p>	<p>整備の組織的に行われている。保安関係の業務に、関係者（当該事業所の関係者）が、積極的に関与している。</p> <p>※1回／年以上の開催、実施をいう。</p>	<p>周知の徹底、等々の実施が行われている。関係者（当該事業所の関係者）が、積極的に関与している。</p>	
② 保安関係の研修、講習会、指導等に関する実績（5点～0点）	<p>研修、講習会、指導等に関する実績が、積極的に実施されている。</p> <p>※4回／年以上又は通算で20回以上を目安とする。</p>	<p>研修、講習会、指導等に関する実績が、積極的に実施されている。</p> <p>※2回／年以上又は通算で10回以上を目安とする。</p>	<p>研修、講習会、指導等に関する実績が、積極的に実施されている。</p> <p>※1.1回／年以上又は通算で5回以上を目安とする。</p> <p>※2. 消防訓練、通報訓練等の実施をいう。</p>	<p>研修、講習会、指導等に関する実績が、積極的に実施されている。</p>	
③ 保安に関する改善・考案等の実績（5点～0点）	<p>改善・考案等の実績が、積極的に実施されている。</p> <p>※複数回、採りあげられ、普及している。</p>	<p>改善・考案等の実績が、積極的に実施されている。</p> <p>※複数回、採りあげられ、普及している。</p>	<p>改善・考案等の実績が、積極的に実施されている。</p>	<p>改善・考案等の実績が、積極的に実施されている。</p>	
④ IOT、デジタル技術等の導入状況（8点～0点）	<p>IOT、デジタル技術等の導入状況が、積極的に実施されている。</p> <p>※「積極的に行っている」と評価されている。</p>	<p>IOT、デジタル技術等の導入状況が、積極的に実施されている。</p> <p>※「十分に行っている」と評価されている。</p>	<p>IOT、デジタル技術等の導入状況が、積極的に実施されている。</p> <p>※「行っている」と評価されている。</p>	<p>IOT、デジタル技術等の導入状況が、積極的に実施されている。</p>	
		<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「3点」を加える。</p> <p>○導入した技術に関して、その効果を適切に検証し、改善の取組を行っている。</p>			

※審査点の配点方法  
上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。（30点満点）